

一般名（成分名）による処方せんについて

当院では、院外処方せんのお薬を一般名（成分名）で処方します。

お薬には、メーカーが名づけた商品名（銘柄名）がありますが、先発品とジェネリック医薬品とで共通の有効成分には**一般名**がつけられています。

処方せんに一般名が記載されている場合、患者さまは調剤薬局においてジェネリック医薬品の説明を受けて、**ジェネリック医薬品を選択しやすく**なります。

★例えば

「ガスター錠20mg」というお薬の一般名は「ファモチジン」という名前です。

医師が処方せんに「ガスター錠20mg」を処方すると、患者さまはこの薬しか受け取れませんが、「【般】ファモチジン錠20mg」と処方すると、患者さまは同じ成分で値段の違うジェネリックも自由に選ぶことができます。

2025年04月01日 新札幌豊和会病院